

## 意見の概要と市の考え方（案）

### 1 パブリックコメントの実施状況

#### (1) 意見の募集期間

平成20年1月22日（火）～2月12日（火）

#### (2) 意見の応募者数と件数

応募者数：8名

【内訳】 男女内訳：男性 2名，女性 6名

年代内訳：40代 3名，50代 2名，60代 3名

意見件数：35件

#### (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		5		3		8

#### (4) 意見の反映等

意見を受け行動計画（案）を修正したもの 3件

#### (5) 項目別意見数

No.	項目	意見数
1	<b>第1章 計画の概要</b>	
2	1 計画策定の趣旨	1
3	2 計画の位置づけ	
4	3 計画の期間	
5	<b>第2章 男女共同参画を取り巻く課題</b>	
6	1 男女共同参画社会をめぐる社会の動向と課題	1
7	2 市民意識調査に基づく男女共同参画の状況と課題	1
8	3 男女共同参画行動計画うつのみやパートナープランの評価に基づく課題	
9	4 課題の総括	
10	<b>第3章 計画の基本的考え方</b>	
11	1 計画の基本理念	
12	2 計画のスローガン	1
13	3 計画の基本目標	
14	4 計画の体系	
15	<b>第4章 施策の展開</b>	
16	1 目標値の考え方	
17	2 重点事業の考え方	
18	基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり	6
19	基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	5
20	基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切にする社会づくり	14
21	<b>第5章 計画の推進</b>	1
22	<b>その他</b>	5

(6) 意見の概要と市の考え方

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨について【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
計画の特徴として、ワーク・ライフ・バランスへの新たな取組、女性に対する暴力根絶への取組強化の2点を取り上げたことは、時機に合っておりとても良かった。	1	ご意見いただきました2点につきましては、基本目標に「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり（基本目標Ⅱ）」と「男女が互いを尊重し大切に社会づくり（基本目標Ⅲ）」を掲げ（計画書案31ページ）、着実に実施してまいります。

第2章 男女共同参画を取り巻く課題

1 男女共同参画社会をめぐる社会の動向と課題【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
「女性のチャレンジ」について。友人は、1人目の子どもを妊娠、出産したときは20歳代で、2人目のときは40歳代。会社に出産休暇を依頼したところ、辞表の提出を強く求められ、やむなく辞めてしまったそう。今でも、差別や給料面での気配りがなされていないところがあると思う。また、職場のいじめがもとで辞めてしまう場合もたくさんある。言葉の暴力である。国の第2次男女共同参画基本計画の重点項目である「女性に対するあらゆる暴力の根絶」にあたると思う。まだまだ、一般市民に浸透しないところがあるのでがんばってほしい点だ。	1	事業主と勤労者の双方が、就業における男女共同参画意識を高め、取り組んでいく必要があると考えております。 そのため、事業番号14「事業者向け啓発事業」（計画書案55ページ）、事業番号15「事業者訪問の実施」（計画書案55ページ）および事業番号18「勤労者向け啓発事業」（計画書案57ページ）において、男性も女性も、自らの希望に沿って仕事と生活の調和が図れるよう働きかけてまいります。 また、職場におけるいじめやセクシュアル・ハラスメントなどの問題は、女性に対する暴力として、施策の方向4・取り組むべき施策1「女性に対する暴力防止のための啓発」において啓発を図ってまいります。

## 2 市民意識調査に基づく男女共同参画の状況と課題【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
<p>男性は仕事が忙しく、なかなか社会的活動に参加できないという。職場での役目もたくさんあり、責任もあるし、ノルマを達成しないと昇進できない恐れもあるために、社会に対する広い目がもてないのだと思います。「これはこれと割り切っている」としても、まだまだ難しい問題があると思う。</p>	1	<p>現在、多くの男性が仕事と生活の調和がとれていない状況にあります。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスは、働き方を見直して仕事の効率が高まることで、仕事の成果も高まると同時に、仕事以外の生活が充実することで、意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるといふ、「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環をもたらすということ、勤労者に対しても積極的に啓発する必要があると考えますので、事業番号18「勤労者向け啓発事業」（計画書案57ページ）において、勤労者の意識改革に取り組んでまいります。</p>

## 第3章 計画の基本的考え方

### 2 計画のスローガン【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
<p>計画のスローガン「あなたとわたし 気づき つくろう ときめく未来」はとても素敵なスローガンだと思う。この事柄をたくさんの方々にもっと知ってもらふ必要があると思う。</p>	1	<p>計画のスローガン（計画書案30ページ）は市民のみなさんと一緒に推進するために掲げました。多くの市民のみなさんに知っていただき、ともに行動していただけるよう、さまざまな機会を捉えて周知してまいります。</p>

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ「男女共同参画についての理解を深める基盤づくり」

#### 施策の方向1 「男女共同参画の意識づくり」について【4件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
<p>男女平等と感じる人の割合について、感覚的には5割以上平等と感じていると思っていたが、約3割と以外に少ないことに驚いた。宇都宮市でもこの数字が少しでも増えるよう、啓発イベントなどで男女共同参画の意識づくりが実を結ぶことを願っている。</p>	1	<p>ご意見のとおり、男女共同参画について市民の理解を深めることは、男女共同参画社会づくりの基盤づくりとして大変重要なことであると考えておりますことから、今後とも、施策の方向1の取り組むべき施策1「男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動」（計画書案39ページ）において、一人でも多くの市民のみなさんが、男女平等であると感じられるよう、意識啓発事業に積極的に取り組んでまいります。</p>

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
事業番号5「市職員への啓発」について、市職員向けワーク・ライフ・バランスの取組促進として、年休取得や特別休暇取得を促すこと。	1	市職員自らが市民の模範となるよう、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組を促進する必要がありますと考えております。 現在も、職員の休暇取得促進に取り組んでいるところですが、今後はさらに、事業番号5「市職員への啓発」(計画書案42ページ)により、ワーク・ライフ・バランスの視点からも促進してまいります。
教科書に、お母さんが台所に立ったり買い物に行く固定的なイメージが載っていたような気がする。今の教科書は男女共同参画の立場に立って配慮がなされていると思うが、例えば市の広報紙などについても、固定的なイメージを植えつける記事やイラストなどのチェックが働くような体制が必要であると感じる。	1	メディアから発信される情報は、社会に大きな影響を与えるものと考えております。 市では、今後とも、多くの市民の目に触れる、刊行物について、事業番号5「市職員への啓発」(計画書案42ページ)において、職員に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を周知し、表現への配慮を徹底してまいります。
事業番号7「若者への学習機会の提供」において、男女平等や人権尊重に基づいた早期の暴力に対する正しい理解と敏感な感性を養うこと。	1	暴力の芽を育てないために、若者に対する暴力防止のための学習機会を提供することは大変重要なことと考えております。 事業番号7「若者への学習機会の提供」(計画書案45ページ)に事業番号30「女性に対する暴力防止のための啓発」のうちの「若者向けの暴力防止のための啓発」(計画書案78ページ)を計上(再掲)し、若者の暴力防止の啓発に取り組んでまいります。

#### 施策の方向2 「男女共同参画の視点に立った教育の推進」について【2件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
事業番号10「人権教育(男女平等)の推進」について、各学年の成長段階にあわせた性差を認め尊重し協力しあえる教育を望む。	1	子どものころからの人権尊重、男女平等の理解及び男女の協力についての教育が大変重要であると考えております。 事業番号10「人権教育(男女平等)の推進」(計画書案49ページ)において、今後とも、各学年における道徳・社会科などの学習を通じた教育を進めてまいります。

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
事業番号12「若者への性教育の充実」について、産む性である女性性を尊重し、DV根絶に向けて暴力に対しての意識啓発をすること。	1	暴力の芽を育てないために、若者に対する暴力防止の啓発・教育は大変重要なことであると考えております。 事業番号12「若者への性教育の充実」(計画書案50ページ)において、成長段階に応じた若者への性教育を実施しているところですが、併せて事業番号30「女性に対する暴力防止のための啓発」のうちの「若者向けの暴力防止のための啓発」(計画書案78ページ)において、若者への暴力防止教育を積極的に実施してまいります。

## 基本目標Ⅱ「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」

### 施策の方向3 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組」について【5件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
女性は結婚や子育てなどで就労継続が難しい状況にある。就労が継続できている人は親と同居であったりと、かなりのサポートがないと両立できない現状がある。親と同居しなくても、子育ても仕事もあきらめることなく両立できる社会づくりのため、是非ワーク・ライフ・バランスを推進してほしい。	1	男性も女性も希望に沿って、仕事や家庭生活、地域活動などにバランスよく参画できる社会を築くことが必要であると考えております。 施策の方向3「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組」(計画書案54ページ)において、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進してまいります。
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も知らない人がほとんどで、いろいろな職場においても無理のない生活ができるように活性化してほしいと思った。	1	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉と意義について市民、特に事業主や勤労者に十分理解していただくことが必要であると考えております。 施策の方向3の取り組むべき施策1「雇用環境の整備と働き方の見直しの促進」(計画書案54ページ)において、事業主と勤労者の双方にワーク・ライフ・バランスについて理解を促してまいります。
事業者訪問の実施が盛り込まれていることは良かったと思う。是非、これを具体化、拡大して、経営者・人事関係の人々とも話し合い、働き方、短時間労働に配慮し、子育てに関わる時間がバランスよく充分に取得できるよう、見直しの促進を指導、奨励してほしいと願う。	1	ワーク・ライフ・バランスの推進には事業者の取組が欠かせないものと考えております。 事業番号15「事業者訪問の実施」(計画書案55ページ)において、事業者を1軒ずつ訪問し、面談によりワーク・ライフ・バランス推進の意義や重要性について、経営者や人事担当者の理解を促してまいります。

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
事業番号 16「ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援」について、ボランティア休暇の導入や年次休暇、特別休暇取得を促す取組への支援を加えてほしい。	1	<p>休暇の取得促進は、ワーク・ライフ・バランスを推進するために有効な手段のひとつと考えております。</p> <p>そのため、事業番号 14「事業者向け啓発事業」および事業番号 15「事業者訪問の実施」(計画書案 55 ページ)により、事業者に休暇の取得促進等も含めて啓発してまいります。</p> <p>また、事業番号 17「男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇」(計画書案 56 ページ)において、先進的な取組を行う企業の事例について、事例集などにより広く紹介・周知してまいります。</p>
子どもや介護が必要な人のための施設や支援を多くの人が望んでいる。	1	<p>男女がともに参画する社会を築くため仕事と家庭生活などが両立できる環境整備は大変重要であると考えております。</p> <p>そのため、施策の方向 3・取り組むべき施策 2「仕事と家庭生活などとの両立支援の推進」(計画書案 58 ページ)において、保育や介護のさまざまなサービスによる環境整備を通じ、仕事と家庭生活などとの両立支援に努めてまいります。</p>

### 基本目標Ⅲ「男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり」

#### 施策の方向 4 「女性に対する暴力根絶への取組」について【14件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
宇都宮市からDV被害を二度と起こさせない「DV根絶宣言」でもできるようにと切望する。	1	<p>配偶者からの暴力は、決して許されることのない重大な人権侵害であることから、その根絶を目指し、配偶者などからの暴力を受けたことのある女性の割合を限りなく 0%に近づけることを基本目標Ⅲの目標値(計画書案 76 ページ)といたしました。</p> <p>今後、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置などの各種施策を着実に実施することで、DVの根絶に向け努めてまいります。</p>

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
<p>配偶者などからの暴力を受けたことのある女性の割合が12.7%とあるが、暴力は身体的暴力だけなのか？または、精神的・経済的・性的暴力までをさしているのか。アンケートの対象は？</p>	1	<p>アンケートは、身体的暴力だけでなく精神的暴力・性的暴力も「暴力」として含めた質問をしましたので、市民意識調査に基づく男女共同参画の状況と課題（計画書案16ページ）に、「パートナーから身体的暴力、いやがらせや脅迫などの精神的暴力、性的暴力を受けたことのある女性は男性の1.7倍にのぼっています。」と説明を加えます。</p> <p>また、アンケート調査概要（計画書案11ページ）に掲載のとおり、アンケートは宇都宮市在住の20歳以上の男女3,000人を対象に行い、48.7%の回収率でした。</p>
<p>栃木県においては、性別による男女の役割分担意識、ジェンダーバイアスがまだまだあると感じることが多いです。社会の中で、家庭の中で意識改革はとても重要だと思います。男だから、女だから、男のくせに、女のくせに・・・は、男女双方にとっても決して良くないと思う。「男尊女卑」の考え方はDVを作り出す最も大きな原因のひとつです。受け止める側にこの意識が（無意識に）働いて、結果、二次的被害を作り出しているのが現実です。男も女も、人として常に平等であることの理解がDVをなくす社会風土につながっていくのだと思います。そのための啓発も必須ではないでしょうか。</p>	1	<p>女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした問題があると考えられています。</p> <p>そのため、施策の方向4の取り組むべき施策1「女性に対する暴力防止のための啓発」（計画書案77ページ）において、11月をDV根絶強化月間とするなどして、人権尊重とDV防止の啓発に努めるとともに、基本目標Iの男女共同参画についての理解を深める基盤づくりにおいて、男女共同参画意識の醸成を図ってまいります。</p>
<p>デートDV防止のためには、パンフレットを配布するだけでなく、学校で実際にデートDVの講演会やビデオ上映をやったほうが良いと思います。</p>	1	<p>暴力の芽を育てないために、若者への啓発を積極的に行う必要があると考えております。</p> <p>現在、高校等においてデートDV（恋人間などの暴力）防止講座を開催しているところですが、今後も、事業番号30「女性に対する暴力防止のための啓発」のうち若者向けの啓発として（計画書案78ページ）において、引き続きデートDV啓発事業を実施してまいります。</p>

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
<p>DVの予防, 被害者の自立支援に期待する。若者への啓発は大切だ。</p>	1	<p>DVの予防として, 若者への啓発を行う必要があると考えております。</p> <p>そのため, 事業番号30「女性に対する暴力防止のための啓発」(計画書案77ページ)において, 暴力の芽を育てないための若者への啓発を積極的に行ってまいります。</p> <p>また, DV被害者の自立支援については, 被害者の状況に応じた適切な支援を行う必要があると考えておりますので, 事業番号33「配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実」(計画書案79ページ)において, 適切な支援に努めてまいります。</p>
<p>DVの相談窓口の周知について, 単独の項立てが必要。</p> <p>DVの相談窓口についての周知の具体的な周知方法を考え実行すること。例えば, 相談窓口の電話番号のシールを作りあらゆるところへ配布するなど。電話番号の周知方法の工夫が必要。</p>	1	<p>配偶者暴力相談支援センターの周知につきましては, 配偶者からの暴力を受けた人の多くが誰にも相談していないという現状があることから, 重点的に取り組むべき課題として捉え, 事業番号33「配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実」(計画書案79ページ)において, 新たに「配偶者暴力相談支援センターの周知」を項立てし, DVの被害にあったとき, いつでも相談ができるよう, 配偶者からの暴力の相談窓口をパンフレットの配布やステッカーの貼付により, 広く一般に周知してまいります。</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターは9時~17時の仕事にせず, 24時間体制で相談にあたってほしい。</p>	2	<p>配偶者暴力相談支援センターの業務時間につきましては, 事業番号33「配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実」(計画書案79ページ)において, 今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>相談員の質の向上のために, スーパーバイザーの養成を要請する。</p>	1	<p>相談員の対応により, 被害者に二次的被害を及ぼすことのないよう, 相談員の質の向上に努める必要があると考えております。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの設置にあたり, 事業番号33「配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実」(計画書案79ページ)において, 相談員の質の向上に努めてまいります。</p>

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
<p>女性のためのカウンセリング実施回数は年35回ではなく、随時が望ましい。</p>	1	<p>DV被害者は、精神的に不安定な状態にあることが多いことから、自立に向けたカウンセリングが必要であると考えております。</p> <p>事業番号33「配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実」(計画書案79ページ)において、カウンセリング実施回数を、現在の年23回から年35回に増やし、充実してまいりますとともに、相談者の状況にあったカウンセリングを効果的に実施してまいります。</p>
<p>相談員の質の向上はもちろんですが、DV被害者に関わるであろう民生委員・警察・病院・医者・役所の人達が、もっとDVについて勉強する機会をたくさん設けないと(例えば、仕事の一環として講座に参加するなど)、二次被害、三次被害を起こすし、DVも減っていかないとと思う。</p>	1	<p>DV被害者に直接関わる関係機関の職員等はDVに対する正しい知識を持ち、適切な対応を行う必要があると考えております。</p> <p>現在、事業番号34「関係機関との連携」(計画書案82ページ)において、DV被害者を支援する関係機関からなる「DV対策関係機関ネットワーク会議」や庁内の関係部署による「DV防止庁内連絡調整会議」を設置し、事例研究や情報共有により、被害者への適切な対応に努めております。今後とも、この会議を十分に活用し、被害者への適切な対応に努めてまいります。</p>
<p>DV被害者の人たちが自立していくために、もっといろいろな手続を速やかに行える流れにしてほしい。</p>	1	<p>DV被害者の支援にあたっては、ひとつの機関だけで対応することは困難であるため、関係機関との連携を強化する必要があると考えております。</p>
<p>行政窓口でのさまざまな手続はワンストップ化できないのでしょうか。欧米のようなDV専門の女性アドバイザーの方がいたらどれほど救われるのでしょうか。</p>	1	<p>今後とも、事業番号34「関係機関との連携」(計画書案82ページ)において、関係機関との連携を強化してまいります。</p>
<p>DV被害が子どもたちに与える影響は、とても大きくさまざまな問題が生じています。多方面の専門機関との連携を密に取り合いながら、被害女性と子どもたちの保護、自立に向けた支援が必要になることと思います。(長期間になるでしょう。)縦割りではなく病院、学校、児童施設、弁護士、突発的に必要な事態にも対応できる経済支援、何かにつけて要求される保証人の問題、カウンセラーなど、横に伸びる(つながる)柔軟な姿勢が大事になると思う。</p>	1	

## 第5章 計画の推進について【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
男女共同参画を知識的に知らない人がたくさんいるので、男女共同参画社会を目指してがんばって活動してほしい。	1	計画の推進にあたり、市民等との協働により（計画書案 88 ページ）、多くの市民の方に男女共同参画への理解を深めていただけるよう、計画のスローガンなどを広めながら取組んでまいります。

## その他【5件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
DV被害者支援ボランティアは、法律上どこまで身の安全を守ってもらえるか明確にしてほしいと思う。	2	ご意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。
DV被害者専門の手続きを行う課や係を設置してほしい。	1	
平成 20 年 1 月 21 日に、DV被害者が夫に殺害された事件が発生した。被害女性が実家でなくシェルター（夫に分からない居住地）に逃げていたら命が守られたと残念だ。その意味で、ウイメンズハウスとちぎへの補助金増額を切に要望する。	1	
<p>昨年 10 月に「ときめく未来へ参画会議」に参加した。その際、男女共同参画推進センターを県の男女共同参画センター「パルティ」と勘違いしてしまった。</p> <p>この計画により、推進センターを拠点として充実するという事なので、パルティのような愛称をつけて、市民に親しみやすい施設となるよう取組んでほしい。</p>	1	